

宇治市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年4月12日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

松峯茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和5年3月27日（宇治市監査委員公表第8号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 教育委員会 教育総務課

監査期間 令和5年1月4日～令和5年2月21日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>中学校施設使用料収入状況について</p> <p>これまでの定期監査において、使用料に係る事務に関し複数の不備が見受けられたと指摘した点については、今回も同様の不備が見受けられた。適正な事務の執行に向けて、早急に改善されるよう求める。</p>	<p>使用料に係る事務の不備について、適正な事務処理となるよう事務手続きの変更を行った。今後、規則改正も含め、適正な事務執行について検討していく。</p>

監査対象 教育委員会 中央図書館

監査期間 令和5年1月4日～令和5年2月21日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	<p>複写機使用料収入状況について</p> <p>前回の監査と同様、調定及び入金が遅れが見受けられた。また、現金保管上の不備も見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。</p>	<p>指摘事項については、職場会議において事例報告を行うとともに、適正な事務処理についての確認を行いました。また、チェック体制の強化、マニュアルの整備を行い、以後、適正に事務処理を行うよう徹底しました。</p>
2	<p>図書館資料提供費支出状況について</p> <p>前回の監査と同様、支出負担行為が遅れが見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。また、同館において納品図書の見取の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>指摘事項については、職場会議において事例報告を行うとともに、適正な事務処理についての確認を行いました。また、担当者研修、チェック体制の強化、マニュアルの整備を行い、以後、適正に事務処理を行うよう徹底しました。</p>